

## 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会会議録

日時：平成27年3月26日（木）

午後10時から正午まで

場所：県庁4階 庁議室

### 配布資料

- 資料1-1 第三期宮城県ニホンザル管理計画（案）の概要
- 資料1-2 第三期宮城県ニホンザル管理計画（案）
- 資料1-3 第三期宮城県ニホンザル管理計画新旧対照表
  
- 資料2-1 第二期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）の概要
- 資料2-2 第二期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）
- 資料2-3 第二期宮城県ツキノワグマ管理計画新旧対照表
- 資料2-4 パブリックコメント等に対する自然保護課の考え（ツキノワグマ）
  
- 資料3-1 宮城県ニホンジカ管理計画（案）の概要
- 資料3-2 宮城県ニホンジカ管理計画（案）
- 資料3-3 宮城県ニホンジカ管理計画新旧対照表
- 資料3-4 パブリックコメント等に対する自然保護課の考え（ニホンジカ）
- 資料3-5 宮城県ニホンジカ捕獲等事業実施計画（案）
  
- 資料4-1 第二期宮城県イノシシ管理計画（案）の概要
- 資料4-2 第二期宮城県イノシシ管理計画（案）
- 資料4-3 第二期宮城県イノシシ管理計画新旧対照表
- 資料4-4 パブリックコメント等に対する自然保護課の考え（イノシシ管理計画分）
- 資料4-5 「宮城県イノシシ捕獲等事業実施計画」について
- 資料4-6 パブリックコメント等に対する自然保護課の考え（イノシシ捕獲等事業実施計画分）
- 資料4-7 宮城県イノシシ捕獲等事業実施計画（案）

### 1 開 会

（始めに、事務局が開会を宣言し、委員16名を紹介後、杉下参事兼自然保護課長が挨拶を行った。）

### 2 挨拶（杉下参事兼自然保護課長）

（事務局が配布資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員16名中13名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。次に、土屋副委員長が挨拶を行った。）

挨拶（土屋副委員長）：今日は伊澤委員長の代行ということで、議事を進めていきたいと思っております。今日はニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシと盛りだくさんで、こちらを2時間以内でこなすのは大変な議事運営ですので、皆様のご協力をお願いいたします。

事務局：以降の進行について、土屋副委員長にお願いする。

### 3 審議事項

- (1) 特定鳥獣管理計画（案）について
  - ① ニホンザル, ②ツキノワグマ, ③ニホンジカ, ④イノシシ
- (2) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（案）について
  - ① ニホンジカ, ②イノシシ
- (3) その他

副委員長：早速、議事に入らせていただきます。(1) 特定鳥獣管理計画（案）のニホンザルについて、ご説明をお願いいたします。

事務局：(資料に従い説明)

副委員長：結構膨大な資料ですが、あらかじめ皆さんにお配りしてご覧いただいたと思いますので、ご質問ご意見ありましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。本当は伊澤先生がいれば私から質問したかったのですが、去年に比べて300~400頭近く増えていますが、このままの計画でよいのかちょっと疑問が起きたものですから、そのあたり伊澤先生にお伺いしたかったのですが。

事務局：事務局からちょっと補足させていただきます。今回の計画の改定は、鳥獣保護法が改正されて、その改正に伴った計画の改正を中心にさせていただいて、確かに状況は変わっているのですが、今の計画が平成25年4月1日から29年3月31日までなので、一応、中身は大きく変化がないときには変えないという形です。実はシカやイノシシについては国のほうで指定管理鳥獣捕獲等事業、イノシシ・ニホンジカはいっぱい増えているのでいっぱい獲りましょうというのが今回の鳥獣保護法改正の趣旨なものですから、ニホンザルとツキノワグマに関しては、あまり今回の鳥獣保護法改正で何かしようというような中身ではないものですから、申し訳ないのですがニホンザルに関しては大きな改正をしないで、字句の訂正、それから数値を新たなものにするという形の訂正だけにさせていただいて、次回ですね、平成28年度にまた改正しなければならないのですが、その時に生息数等を含めた新たなニホンザルの計画を作りたいと思っておりますので、今回はこれで改正させていただきたいと思っております。

副委員長：ご説明ありがとうございます。それではご質問・ご意見いかがでしょうか。

亀山委員：今回は名称の変更ということなのですが、これは宮城県だけの名称の変更なのでしょうか、全国的なものなのでしょうか。

事務局：都道府県ごとに現在定めております保護管理計画につきましては、今回法改正に伴い、保護を前提とした第一種鳥獣保護計画と、管理を目的とした第二種鳥獣管理計画のいずれかに定めることになりました。各都道府県においては、どちらかの計画を定めるということになっております。全国的に同じような定め方にされている。ですから宮城県としては4つの鳥獣保護管理計画を策定しておりますが、ニホンザルにつきましては第二種の管理計画として今般改定したいということで進めております。

副委員長：よろしいでしょうか。そのほかにごございませんでしょうか。それではこの辺で質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。ニホンザルの管理計画（案）について了承いただいたということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは次にツキノワグマ管理計画について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：(資料に従い説明)

副委員長：ありがとうございます。自然保護課の考え方ということですが、このパブリックコメントがあるので管理計画（案）が変更されたということは、今のところ無いということでもよろしいですね。

事務局：はい。ございません。

副委員長：それでは、ツキノワグマの管理計画（案）について、ご質問はございますか。

玉手委員：資料2-2と2-3の基本的な変更点については、特に異論はございません。関連して、第二種にすることについても、隣接県でも同様の扱いをしているということですので、パブリックコメント等を経た上での判断であれば、妥当ではないかと思っております。ただ、2点ほど指摘ですが、ツキノワグマに関しましては、西日本では絶滅したということもあり、世論としては結構多様な意見があったかと思えます。その点で宮城県民の皆様のお考えとしては、概ね賛同を得られているということ念のため、伺いたいと思えます。もう1点はパブリックコメントに対する自然保護課からのご回答ですが、部会でももう少し検討していただければ、より詳しい回答ができるのではないかとと思っておりますので、部会なりで私もやっておりますので、お問い合わせいただければと思えます。例えば、資料2の4の2ページの下から2番目のご意見で「ヘアトラップにはちみつで誘引することは云々」という記載があって、それに対して「検討する」とありますが、はっきりとしたお答えをすることが出来ますので、私どもへご相談いただければと思えます。

副委員長：ありがとうございます。その他にございますか。

事務局：1つだけ補足いたします。今回、鳥獣保護法の国による全国的な改正で、今までは保護管理計画で保護と管理両方だったものを、管理すべきものは管理計画、保護すべきものは保護計画という形に保護と管理をきちんと分けました。クマは保護計画ではないかと思う方もおられると思えますが、今回の鳥獣保護法で保護すべき鳥獣のルールとしては数が減っている、若しくは、生息域が小さくなっているものは保護計画に下さい、生息数が増えている、若しくは、生息域が拡大しているものは管理計画に下さいというルールです。それを宮城県に当てはめた場合、生息数は調査中ですが、生息域についてはこの5年でクマが農業被害を与えている市町村の数が増えて広がっているので、今回は管理計画にさせていただきます。しかし、保護することも大事なので捕獲の上限数は変えずに4年間で捕獲頭数が200頭を上回る場合は、狩猟を自粛していただくなど保護の部分は変えない、名称は管理計画となっておりますが今までの保護管理のあり方は変えませんということで、ご理解いただければと思えます。

副委員長：先程のパブリックコメントのP30のヘアトラップに関しましては、玉手先生がお答えを持っているということなので「検討する」ではなく、回答を明記していただきたいと思えます。

事務局：パブリックコメントは公表していないので、もし可能であれば回答を得た上で公表したいと思えます。

副委員長：よろしく願いいたします。その他にツキノワグマに関して、ご質問・ご意見はございますか。

早坂委員：保護管理を管理に変え、保護の面もまだ残しているということで、管理という個体数の管理だけのように感じてしまいますが、個体数と保護との観点で個体数の調整をするのは自然保護課で個体数を決めるということでしょうか。捕獲数を決めるということでしょうか。

事務局：そうです。今の個体数管理は資料2-1の5番に「管理の現状」がございまして、平成20年にヘアトラップで調べたクマの推定生息頭数の中央値633頭と資料2-1の7番にございます600頭のうち8%の50頭くらいを仮に捕獲しても数は減らないという環境省のマニュアルに基づいて出しています。基本的には生息数を調べつつ、マニュアル等により上限を決めていくということで、これは管理計画になっても変わりはありません。

早坂委員：そうすると、宮城県の適正頭数は中央値にあたるものであるとお考えなのでしょうか。

事務局：クマに関しまして、適正頭数が何頭というのは決められておりません。クマは生態系ピラミッドの頂点にいて、どんどん増えるものではないので、被害が無ければ生物多様性ということで沢山いても良いと思えます。被害があった場合、被害をどのように減らしていくか、その際にどこまで減らすかは、生息数や上限数を設けて管理していくということで、宮城県に何頭いけば適正かと言えることではないと理解しています。

早坂委員：わかりました。ありがとうございます。

副委員長：その他にご質問・ご意見はございませんか。無いようですので、ツキノワグマの管理計画（案）について了承されたということでよろしいでしょうか。了承したということになります。それでは、二

ホンジカ管理計画に入りますが、議事2の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（案）と関係がありますので、合わせて事務局よりご説明願います。

事務局：（資料に従い説明）

副委員長：ニホンジカ管理計画及びニホンジカ捕獲等事業実施計画（案）について説明がございましたが、ご質問・ご意見はございませんか。

早坂委員：石巻市の対象地区から金華山を除くということですが、シカの採食圧が金華山は高く金華山の植生はほぼ壊滅的な被害状況と思うので除く理由をお聞かせください。

副委員長：事務局から説明をお願いいたします。

事務局：金華山神社というのもあり、地元の方からすれば神の山というところもあるので、基本的には自然を守りながら鳥獣との共生を考えております。自然保護課ではニホンジカに関しては獲るのではなく、防鹿柵というシカが入らないような柵を設けて、植生を守ることを20年以上行っております。毎年の生息数調査では500頭で推移しており、島なので一気に増えることはないで、数を維持しつつ山の緑も守るということをやっているということで、この保護管理計画からは外して他の管理をしている、ということでご理解いただければと思います。

副委員長：いかがでしょうか。

早坂委員：植生は本当に守られているのでしょうか。

事務局：生息数調査と合わせて植生調査もしていて、被害もありますが被害から逃れているところもあるので、牡鹿半島のシカが多いところよりはある程度の緑豊かな植生は守られていると思います。

早坂委員：大事な観光資源ですので、是非、その部分もご配慮いただきたいと思いました。

事務局：三陸復興国立公園にもなりますので、観光資源としての活用も大事なことだと思っております。三陸復興国立公園になりますと環境省が管理者になりますので、ご意見をお伝えしたいと思います。

早坂委員：是非、お願いいたします。

副委員長：ありがとうございました。その他に、ご質問・ご意見はございませんか。

玉手先生：次のイノシシと共通する部分で、ある程度の推定個体数を出さなければならぬので、階層ベイズ法を用いて暫定的な数を出しているということですが、この計画に具体的に書き込まれないとは思いますが、改めて言うまでもないのですが、今後対策をしている時にフィードバックをすることになるので、繰り返し生息調査をして生息密度と推定個体数を出すことになるので、具体的な方策を今の段階である程度、考えておかれた方が良いでしょうと思います。階層ベイズ法の精度も、まだ色々議論がありますので、パブリックコメントに書いてありますように、捕獲数に基づいての推定であり、捕獲努力が加わると捕獲数も変わりますので、その点ではなかなか推定のための根拠としては難しいと思いますので、ご留意いただきたいと思います。

副委員長：ありがとうございます。

事務局：鳥獣保護法の改正に伴い、今回新しく出てきた指定管理鳥獣捕獲等事業について少し説明させていただきます。環境省は鳥獣保護法の改正により広域的、及び緊急に管理すべき鳥獣を指定管理鳥獣とすることができるようになり、シカとイノシシを指定管理鳥獣に指定しました。この指定管理鳥獣が増えすぎているので、それを獲るための事業を環境省が補助事業としてメニュー化して、平成27年度から実施する形になっています。指定管理鳥獣捕獲等事業の等とありますのは、ただ獲れば良いというのではなく、まず生息数等の調査をして、現在どれくらいいて、将来どれくらいまで減らすという計画を立てた上で、捕獲しなさいというのがこの事業です。27年度は最初に生息数調査をしていると間に合わないで、27年度に限っては簡便なベイズ法を用いた数字に基づいて計画を立てても良いと環境省から了解をいただきましたので、4400頭や700頭という数字を出しました。それに基づいて何頭獲りますよというのが1700頭や220頭という計画です。従いまして、27年度はこれで捕獲をしますが、併せて外部に委託をして生息数調査もして、精度の高い生息数を出した上で28年度からは実施計画を新たに立てるということを毎年繰り返し行っていく予定です。フィードバックもしつつやっていると

いう形で管理を進めて行くということになります。来年度も実施計画は皆様にお示しして、ご審議いただくようになりますので、よろしく願いいたします。

副委員長：ありがとうございます。その他に、ご質問・ご意見はございますか。

亀山委員：今回、大雑把な推定頭数として4379頭、岩手県が700頭を基にして、捕獲目標が1700頭、及び220頭で大体半分くらいですね。最後の平成33年度末までに全県で1000頭から1200頭となっておりますが、この1000頭という数字は何を目的にして出されたのか、ご回答願います。

事務局：環境省より生態系や農作物に影響がない1平方キロメートルあたりの適正な生息密度頭数が示されており、1平方キロメートルあたり3頭に減らせれば良いのですが、なかなか難しい為、取り敢えず1平方キロメートルあたり10頭まで減らしましょうという計画です。平成20年の数字ですが、牡鹿半島で一番生息数が多いといわれる先端部には過去の調査で1平方キロメートルあたり50頭くらいいるだろうと推測されます。それを10年くらいで生態系に影響のない範囲で3頭から5頭に減らすのは厳しいので、まずは33年までに10頭まで減らす形で考えています。何故1000頭かと言うと、牡鹿半島は大体100平方キロメートルなので、単純に100掛ける10で1000頭です。牡鹿半島から離れたところや気仙沼は1平方キロメートルあたり1頭まで減らすというのはほとんどいない状況になるので、牡鹿半島にいる4000頭を1000頭にして、1平方キロメートルあたり10頭まで減らす計画です。

副委員長：よろしいですか。因みに黒崎の1平方キロメートルあたり50頭というのは金華山の密度とほぼ同じです。他にございませんでしょうか。それでは、ニホンジカ管理計画（案）及び、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（案）について、了承していただいたということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、最後にイノシシの管理計画（案）について、事務局よりご説明願います。

事務局：（資料に従い説明）

副委員長：ありがとうございます。只今のご説明に関しまして、ご意見・ご質問はございますか。

八嶋委員：今日の会議は捕獲目標を決定すると書いてありますが、実際の結果は年度末になろうかと思いますが、目標を設定した限りは達成していただきたいと思います。今まで山にいたイノシシが白石蔵王駅の東側の田んぼにも出てきて、大きな田んぼに電気柵を設置する農家が増えています。イノシシは絶対に増えていますので、絶対に捕獲目標を達成していただきたいと思います。

事務局：25年度に5300頭獲りましても、なかなか被害が減らないというご意見でしたので、今回は5600頭を設定させていただきました。この目標を達成するためには国からの補助事業を使ったり、26年度は狩猟で1頭獲った場合に5000円を支給する補助事業を設けたりしてイノシシの捕獲をしていただいております。農水省の事業では、かなりのお金を出して捕獲や電気柵設置の事業等もありますので、活用できるものは活用して、とにかく目標を達成できるように自然保護課は勿論、農業サイドも含めて実現に向けて頑張っていきたいと思います。

八嶋委員：実際に田んぼに共済金も出ている状態で、非常に大変です。稲だけではなく、ほうれん草も食べられるようになりましたので、よろしく願いいたします。

副委員長：その他にご意見・ご質問はございますか。

菊地委員：パブリックコメントの3ページに「指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の特に県北部を削除してほしい」と書かせていただきましたのは、宮城県全体をイノシシから守るという姿勢を示していただきたいということで載せさせていただきました。個体数調整事業を行ってきた県北地域の拡大を防ぐという言葉がありますが、県南が酷い被害に遭っている時に県南は農水の補助金をもらっているから良いのではないかと、県北だけ防ぎましょうという表現に見えたので、このようなお話をさせていただきました。28年度以降は県南にもそのような事業をすると書いてありますので、70頭で手探り状態なのかと理解していますが、宮城県全体の被害拡大に対する考えを示していただきたいと思います。

副委員長：県より、回答をお願いいたします。

事務局：ざっくばらんな話をさせていただきますと、国の補助事業の指定管理鳥獣捕獲等事業は国会がまだ

終了しておらず、27年度の予算が確定しない段階でこの計画を立てましたので、70頭という控えめでもないのですが現実的な数字にさせていただいて、なおかつ県が環境税を使って23～26年度まで行ってきた県北の拡大防止に使いましょと決めさせていただきました。27年度に生息数調査をして、市町村さんや猟友会さんのご意見も聞きながら、県の対応を考えたいと思います。また、これから質問が出るかもしれませんが、耳慣れない言葉ですが認定鳥獣捕獲等事業者という新しい制度が改正鳥獣保護法に伴いできました。猟友会さんの会員減少や高齢化等で捕獲の担い手が少なくなっているため、ある程度の基準をクリアすれば県が民間の法人や団体を認定して、認定された団体は指定管理鳥獣捕獲等事業ができるという制度です。まだ施行されていなので、まだ認定しているところはありませんが、仮に猟友会さん以外でイノシシが獲れる会社が出てくればそこに認定をして指定管理鳥獣捕獲等事業をしていただくという選択肢が鳥獣保護法改正でできたということです。すぐにスタートするわけではないので当面は猟友会さんを頼りにさせていただきますが、さらに担い手が増えていけば、また国からの予算も増えていけば、県北以外でも新しい事業を実施していきたいと考えています。

江口委員：認定鳥獣捕獲等事業者について宮城県はまだ活動していませんね。今後どのように運営していくのかわかりませんが、福島県の猟友会では金銭的な面でトラブルになり、大日本猟友会はもう有害駆除はしないという話が出ていて、認定鳥獣捕獲等事業者について関知しないよう通達がきています。宮城県は認定鳥獣捕獲等事業者を運営するのであれば、慎重に扱っていただきたいと思います。

副委員長：何かご意見はございますか。

玉手委員：猟友会さんからご指摘がありましたように、国を含めて鳥獣対策費の予算が増えている中、むしろトラブルが起こっているのが現実だと思います。たとえば山形県の猟友会さんは地域により考え方が違いますので、慎重にしていく必要があると思います。これから狩猟を行う会社組織が出てきます。まだまだ初めの段階ですので、必ずしも適切ではないと思う場合もあるかもしれませんが、長期的に考えるともう少し真剣に考えなければいけないと思います。これに関連して先程の「県北だけですか」というご意見等があったと思いますが、今後色々なお金がつぎ込まれ、それぞれで鳥獣害対策を行っていきますが、農業をどうやって持続させていくのか、結局のところ主役は市町村だと思います。県に期待するところは全体的な調整や認定鳥獣捕獲等事業者をどのように使うか使わないのかといった適切な判断をする役割はあると思いますが、あくまでも市町村がそこでどれくらいのお金をかけて農業をしていくのかを、それぞれの市町村がそれぞれに判断することが重要になってくると思います。これから20年、30年続く話ですから、県がやるべきことというのは宮城県として公益的にどこに重点を置いて予防するのか、どこを補っていくのか、市町村で制度的に困っていればサポートをしていくのかの判断だと思います。宮城県全体で見れば県南・県央は大変な努力をしています。県北ではこれから広がる可能性があり空白域はまだあるけれど、そこまでイノシシが出て県全域になったら、今努力している県南・県央の方々は大変になります。そういう意味で県は公益的な目配りをしていくことで今回は決断をされたと思いますが、主役は市町村だということを敢えて申し上げたいと思います。

副委員長：ありがとうございます。認定鳥獣捕獲等事業者について慎重にというご意見でしたが、県からご回答願います。

事務局：認定鳥獣捕獲等事業者については、鳥獣保護法の施行が5月29日なので、まだ認定申請の受付も行っておりません。鳥獣捕獲法が改正されましたので、申請がありましたら基準に従って認定をしますが、その後に同じ地域で猟友会さんと認定鳥獣捕獲等事業者さんがトラブルになるようなことがあれば、この制度が導入された意味がないので、猟友会さんや市町村さんとやり方や場所を含めて調整していきたいです。認定鳥獣捕獲等事業者の要件として過去3年に捕獲実績がある等の認定条件がありますので、27年度に直ぐ民間事業者を認定するということはないと思います。ただ、制度になった以上、いずれは業者が出てくると思いますので、トラブルがなく、より効果的な相乗的な制

度になるよう調整したいと思います。

菊地委員：福島と宮城県の境に白石があるので、福島で獲れなかったイノシシが白石に来ているという話も聞きます。福島県に対し、巻き狩りをする時は県境から内陸に向かって行ってくださいという要望を出しましたが、難しいということでした。5600という頭数ですが、白石市では今は埋設をしていますが限度がありますので、補助をいただいて27年度に解体施設を造る計画で、今後その解体施設から焼却場へという流れを考えております。なお隣の蔵王町は解体施設が出来上がっております。それにしても、処理に困っている現状があります。実施するのは市町村であることは重々承知しておりますが、処理施設は迷惑施設ということもありますので、県には音頭をとっていただきたいと思えます。また、解体後の処理の仕方ではジビエを検討する必要が発生すると考えておりますが、放射能の問題があります。全頭検査をすれば、何とかジビエに利用するようなことができないかの検討において、環境省や厚生省が絡んでくると思えますので、是非お力添えをいただければと思えます。

副委員長：私からですが、資料4-7のイノシシ捕獲等事業実施計画(案)の5番の※印で「原則として県北部」とありますが、紛らわしく意味がわかりませんので、明確にされた方がよろしいと思えます。

事務局：こちらは4番の「計画の対象とする区域」で、原則として県の事業は県北部で行うと5番でもわかるように書いたつもりでしたが、あくまでも県実施分は原則として県北部という意味ですので記載を改めたいと思えます。

副委員長：その方がよろしいと思えます。その他、イノシシについてご質問ございますか。

玉手委員：パブリックコメントで部会の仲谷委員からもありましたが、捕獲頭数で5600頭と出しましたが、現在5300頭獲っていますし、どれくらい捕獲圧をかけられるかという問題はありますが、この数は被害状況に応じて変わってくると思えます。これだけでは済まないだろうと部会でも思っております。

副委員長：ありがとうございます。それでは、イノシシの管理計画(案)とイノシシ捕獲等事業実施計画(案)について、ご了承いただけますでしょうか。反対がございませんので、了承ということで閉めたいと思えます。その他につきまして、事務局からございますか。それでは、ここで本日の議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。事務局に進行をお返しします。

事務局：土屋副委員長ありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の一切を終了いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の所お集まりいただきまして誠にありがとうございました。どうもありがとうございました。